

【お知らせ】

2022年3月25日

取引先様各位

契約手続における押印省略等について

2021年1月14日付でお知らせさせて頂いておりますが、弊社との業務委託契約、物品売買契約等の契約手続において、下記の書類への代表者印、社印の押印省略及び電子メール送付ができることとしますので、お知らせします。

記

1 押印を省略できる書類

- (1) 見積書・下見積書（入札書兼見積書は除きます。）
- (2) 請求書、注文請書
- (3) 納品書、報告書等

2 押印省略時の措置

上記1の書類に対する押印を省略する場合は、当該書類の真正性を担保するため、お手数ですが、以下の対応をお願いします。

- (1) 『書類の発行権限者』の氏名及び連絡先を明記してください。
- (2) 『本件事務担当者』の氏名及び連絡先を明記してください。

※ 確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合がございます。

3 電子メールによる契約書類の送付

- (1) 当社と継続的な取引を行っている担当者または当社あて連絡先として報告された担当者のメールアドレスから送付してください。
- (2) 当該メールに添付する書類は、上記2の条件で作成された書類のPDFファイルまたは代表者印等が押印された書類のPDFファイルとしてください。

4 本件取扱開始日

本取扱いは、2021 年 1 月 14 日以降の調達案件について運用開始とします。

5 その他

契約書につきましては、弊社ホームページでもお知らせしておりますが、弊社において「電子契約書サービス」の利用が可能（電子署名）となっておりますので、希望される方は下記連絡先までお問い合わせください。

※ 電子契約書サービスは、SMBC クラウドサイン社の SMBC クラウドサイン（事業者署名型(立会人型)）を使用しております。

※ 御社において SMBC クラウドサインを採用したいご希望がありましたら、弊社にて承りますので、自社での利活用についてもご検討ください。

敬具

<お問合せ先 >

日本郵政インフォメーションテクノロジー(株)

業務サービス部（小林、佐藤）

電話：03-4511-8011